

日高小学校耐震診断結果の公表について

小・中学校等の施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場です。また、その多くが災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であります。

日高町では、耐震診断の必要な小・中学校の耐震診断を順次実施しております。

このたび日高小学校耐震診断を実施しましたので、結果について報告します。

耐震診断委託期間 平成21年3月31日から 平成21年8月31日まで

耐震診断結果

学校名	区分	構造区分	階数	建築年月	面積	I S 値	摘要
日高小学校	校舎	RC造	2階	昭和52年2月	3,646㎡	0.908	耐震補強不要
	屋体	RC・S造	2階	昭和52年10月	918㎡	0.400	耐震補強一部必要

注) I S 値： 地震に耐えられる能力として建物の強さ、地震の力を受け流す能力としての建物の粘りの二つに、建物の形状・経年変化を考慮して、耐震診断基準による計算式により求められます。

構造耐震指標のことで、建物の耐震性能を表す指標です。

IS値0.3未満：大規模な地震に対し、建物の倒壊又は崩壊の危険性が高い。

IS値0.3以上～0.6未満：大規模な地震に対し、建物の倒壊又は崩壊の危険性がある。

IS値0.6以上：大規模な地震に対し、建物の倒壊又は崩壊の危険性が低い。

※ 今後の耐震化対策が必要な建築物を掲載し、すでに耐震性能が確保されている次の建築物は掲載していません。

(1) 昭和57年以降の新しい基準で設計された建築物。

(2) 昭和56年以前に建設された建築物で補強工事等を行い、耐震性能が確保されている建築物。

あひる親子スキー教室

4～6級ジュニアバッジテストに挑戦!

▼と き 平成22年1月16日(土) 10:00～12:00

17日(日) 10:00～12:00

23日(土) 9:30～11:00

(ジュニアバッジテスト)

※3級以上の受検は別途検定料が必要です。

▼ところ 日高国際スキー場スキーセンター前(テニスコート側)集合

▼対 象 初心者・初級者(親子で参加できます)

▼受講料 500円(最終日のバッジテスト代金)※当日申し受けます。

☆リフト券及び傷害保険等は各自で用意・加入願います。

▼講 師 日高町スキー協会会員

▼内 容 レベルに合わせて指導します。(保護者の方のご協力大歓迎です!)

▼申し込み 平成22年1月14日(木)までに、下記までお申し込みください。

【参加者の氏名・生年月日・保護者氏名及び電話番号】

事務局 今 秀記 自宅01457⑥3128 職場01457⑥2008

◆◆◆◆◆ スキーの集い ◆◆◆◆◆

最終日の1月23日(土)は、ジュニアバッジテスト終了後、ゲームで楽しみましょう!スキー協会女性陣による特製豚汁もご用意します。

主催 日高町スキー協会 / 後援 日高町体育協会



税務課からのお知らせ

所得税の確定申告及び町道民税の申告について

平成21年分の所得税の確定申告及び町道民税の申告は、次のとおりとなっています。

1. 所得税の還付申告の受付

- ▼受付の開始 平成22年 1月20日から
- ▼受付の場所 日高町役場税務課・日高総合支所地域振興課
- ▼還付申告の対象者
 - ・住宅借入金等特別控除（住宅取得控除）、医療費控除などの対象となり、源泉徴収された所得税の還付を受ける方
 - ・給与所得者、年金所得者などで源泉徴収税額の還付を受ける方

2. 所得税確定申告及び町道民税の申告相談の日程

申告期間（平成22年 2月16日から 3月15日まで）

◎申告相談日程・会場◎

	場 所	期 間	時 間
①	富川公会堂 （富川地区）	2月16日（火）から2月26日（金）まで （土曜、日曜を除く。）	午前9時から 午後5時まで
②	役場 厚賀出張所 （厚賀地区）	3月2日（月）から3月3日（水）まで （土曜、日曜を除く。）	午前9時から 午後5時まで
③	役場 本庁 大会議室	2月16日（火）から3月15日（月）まで （土曜、日曜を除く。）	午前9時から 午後5時まで
④	日高総合支所 小会議室 （日高地区）	2月16日（火）から3月15日（月）まで （土曜、日曜を除く。）	午前9時から 午後4時まで

※年金所得者などで所得税については納税額や還付額がない場合であっても、社会保険料控除や生命保険料控除、扶養控除、配偶者特別控除などの適用を受ける場合には、町道民税の申告が必要となりますので、上記申告期間中に申告を済ませるようお願いします。

※国民年金、国民年金基金の控除を受ける場合、社会保険庁発行の証明書が必要です。

家屋の取り壊しや譲渡をした場合は申告が必要です

固定資産税は、1月1日（賦課期日）現在の資産所有者に課税されます。

平成22年1月1日までに家屋の取り壊しや、未登記家屋の譲渡（売買、贈与・相続等）をした場合は、2月1日（月）までに「家屋とりこわし申告書」又は「家屋譲渡・相続申告書」を提出してください。

提出先は、日高町役場税務課、日高総合支所地域振興課又は水・くらしサービスセンター、厚賀出張所です。なお、申告について不明な点は、税務課課税グループにお問い合わせください。

法人及び個人事業主の皆さん「償却資産の申告」をお忘れなく

償却資産（固定資産税）は、1月1日（賦課期日）現在の償却資産所有者に申告義務があります。

平成22年1月1日現在で、法人や個人事業主が事業のために所有している構築物、機械、器具、備品など（土地、家屋、自動車・軽自動車等は除く）を、2月1日（月）までに申告してください。

平成20年度税制改正において行なわれた耐用年数の改正により、「機械及び装置」にかかる耐用年数が見直されていますので、申告の際には留意されますようお願いいたします。

申告書の提出先は、日高町役場税務課、日高総合支所地域振興課又は水・くらしサービスセンター、厚賀出張所です。

なお、申告について不明な点は、税務課課税グループにお問い合わせください。

税務課
日高総合支所地域振興課

TEL01456-2-6184
TEL01457-6-2001